



第85号

会員便り

2022年(令和4年)
6月27日発行

広報委員会 編集 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内 TEL: 082-254-3019 FAX: 082-254-3018

Index

- ・2022年度 通常総会を開催
- ・4月10日 反戦集会 in 平和記念公園
- ・FMラジオ出演していま～す
- ・『意思決定支援』について…
- ・『2021年度実施調査の進捗報告』について…
- ・『自己研鑽の機会の1つ…』
- ・リカバリー・パレード「回復の祭典」in ヒロシマ
- ・若年性認知症サポートルーム運営委員会より
- ・地域生活定着支援センターより
- ・県内各支部の活動に参加しよう！
- ・福山市立大学 高橋 実 教授について
- ・連載コラム 福山市立大学教授 高橋 実 氏

2022年度 通常総会を開催

令和4年5月29日(日)、広島県健康福祉センターにて『2022年度広島県社会福祉士会の通常総会』が開催されました。今回におきましても、感染拡大防止の観点から、会員の皆様には出席を見合わせていただくようお願いし、事前に頂いたご意見と委任状により、会を進行するという流れとなりました。



今年度の基本方針は、「人材育成」「組織運営」「公益活動」の3本柱を立て、オンラインを活用しての研修開催、入会率増進に向けたプロジェクト、多職種連携と幅広くかつ具体的な生活課題への支援などについて展開していく旨、三上 和彦 会長より提案されました。その後、第1号議案、第2号議案と承認され、事前にいた質疑応答の後、会は終了となりました。



まだまだ新型コロナウイルスの影響により、活動の難しい場面が数多くみられます。WITHコロナによる取り組みへとシフトチェンジ。そしてより一層の社会福祉士会の事業活動を促進していく。そのような熱い思いが伝わる総会となりました。

【事務局長 亀野 幸一郎】

4月10日 反戦集会 in 平和記念公園

『私達は、現在ウクライナで行われている戦闘、侵略行為に対して強く抗議します。』

まず、3月14日に広島県社会福祉士会会长宣言として「ウクライナにおける軍事侵略にかかる声明」を発しました。

そして、4月10日に会員有志による反戦集会を実施。新型コロナウイルス感染者増加傾向にあるため、声を発することなく、メッセージカードを掲げ無言でのアピールとなりました。通行する人々は足を止め、興味深くメッセージカードを読んだり、写真を撮ったりしていました。私たちの訴えが多少なりとも届いたのではと思います。また報道機関の取材を受け、当日の夕方にはNHKニュースに取り上げられました。



社会福祉士の使命は、社会的弱者を含む全ての人々の権利を守り、住み良い社会を実現することであると考えます。福祉と人権は切っても切れない関係性にあり、その人権を最も破壊する行為が戦争です。福祉は平和な社会があって初めて築けるものです。私たちは、職能団体として、また市民として「戦争は絶対にいけないことである」とこれからも訴え続けていきます。

1つ1つは小さな力であっても、少しずつ地域社会に根差し、もっと大きなコミュニティと発展し、ひいては戦争を行わない国家へと移り、そして最後には世界を変えることができる。そう信じています。

会員の皆様、今後ともお力添えの程、宜しくお願いします。

【会長 三上 和彦】

FMラジオ出演していま～す！



広島県社会福祉士会 × 広島エフエム放送局「大窪シゲキの9ジラジ！ヨリソイラジオ」

広島県社会福祉士会は、会設立から30年目、社団法人となって17年目、そして公益社団法人として9年目となります。入会促進に加え、若年層への社会福祉士に関する知識及び技術の普及・啓発を目的（本会定款第3条）として、本会と広島エフエム放送局「大窪シゲキの9ジラジ！」のコラボレーション企画「ヨリソイラジオ」がスタートしました。

「大窪シゲキの9ジラジ」は、日本民間放送連盟賞 ラジオ生ワイド番組部門 最優秀賞 受賞番組（2020年度）であり、多くの中高生のリスナー（9ジラー）に支持されています。社会福祉士

にとっての「ヨリソイ」（寄り添い）は、対象者の想いを受け容れ、精緻なアセスメントを行い、対象者本人だけでなく周囲の人や環境にも働きかけて、社会変革をも視野に入れた専門性を必要とする実践を意味します。このことを未来の社会福祉士を含む、9ジラーに向けて、わかりやすく紹介することを通して、社会福祉士の実践と社会的意義についてアピールする企画となっています。

放送内容及びゲストは次のとおりです。すべて本会会員による生放送。誠心誠意、内容を精査して臨んでいます。みなさま是非、ご視聴ください。聞き逃した人も大丈夫。本会 YouTube チャンネルで視聴ができます。

☞ (<https://www.youtube.com/playlist?list=PLjdYEcAMZ4BfHoYCmq3Ia3PaLL9E8YADE>)

【チームメンバー 河野 喬】



第1回収録の様子（カリスマMC 大窪シゲキさんと）

番組QRコード



本会 YouTube チャンネルに飛べます！

放送内容及びゲスト（全員、本会会員）

第1回（4/27）「社会福祉士って知っていますか？」（広島文化学園大学：河野 喬）

第2回（5/25）「スクールソーシャルワーカーが大切にしていること」

（スクールソーシャルワーカー：田中 敏子さん）

第3回（6/22）「災害に強いまちづくり、被災者に寄り添う支援とは」

（広島市安佐南区社会福祉協議会：崎井 優香さん）

第4回（7/27）「LGBTQは特別な存在じゃない、誰もが生きやすい社会へ」（調整中）

第5回（8/24）「社会的孤立・生活困窮者支援で大切なこと」（調整中）

最終回（9/28）「もっと暮らしがやすい広島にしよう！社会福祉士からの提案」

（広島県社会福祉士会 会長 三上 和彦）

※各回、第4水曜日21時台の10分間ほどのコーナーです。

◆『意思決定支援』について… ぱあとなあ運営委員会

権利擁護センターぱあとなあひろしまでは、社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利を擁護するため、成年後見制度等に関する事業を行っています。

多くの会員の方に名簿登録者として日々後見活動をしていただいておりますが、最近は「意思決定支援」という言葉を聞くことが増えているのでしょうか。この「意思決定支援」、近年の成年後見制度を取り巻く環境の中でホットワードとなっているようです。

自己決定を尊重する援助は、社会福祉士の行動規範やバイスティックの7原則等にもあるように、相談援助を業とする我々にとっては基本原則として、日常的に当たり前に考えていることかと思われます。なぜ、いまさら？という感もありますが、背景としては、国の成年後見制度利用促進基本計画においても意思決定支援の重要性が（あらためて？やっと？）認識され、意思決定支援のための共通ガイドラインが作成されたこともあります（「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」で検索してみてください。後見事務に限らず、個別相談援助全般のガイドラインとしても参考になるかと思います）。

ぱあとなあひろしまでも、名簿登録者向けの今年度の継続研修のテーマは「意思決定支援」としました。後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行い、利用者がメリットを実感できるような活動をするには、意思決定支援の考え方沿った後見事務が行われる必要があるということ、そして、その専門職が我々社会福祉士であるということを認識し、自覚と誇りを持って今後も活動していきたいと思います。

【委員長 駄賀 健治】

◆『2021年度実施調査の進捗報告』について… 調査研究委員会



2020年度に実施した「新型コロナウイルス感染症が福祉施設・機関に与えた影響」の調査結果において、社会福祉士は新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、利用者のため創意工夫を行いながら組織と個人が福祉実践をしたことが明らかとなりました。

そこで、その創意工夫した福祉実践が社会福祉士の労働環境とやりがいにどのように影響を与えたかを明らかにすることを目的として、2021年度に「コロナ時代の社会生活制限下における社会福祉士の労働環境とやりがいに関する調査研究」についてアンケート調査を実施しました。

主な項目は、①調査概要と回答者の基本属性、②新型コロナウイルス感染対策を推進する体制等、③新型コロナウイルス感染対策による緊急事態制限下での活動などの制限、④コロナ禍の労働環境、⑤コロナ禍の支援過程における葛藤、⑥コロナ禍にあって、今の仕事を続けている理由、⑦コロナ時代のこの先も、今の仕事を続けていきたいかです。この調査結果について、現在、分析・まとめ作業を行っています。報告書が完成したら、皆様にご報告いたします。

アンケート調査にご協力いただきました皆様、ありがとうございました。 【委員長 印藤 牧絵】

◆『自己研鑽の機会の1つ…』 生涯研修委員会

今年度も、生涯研修制度の目的「（～前略～）今日の社会福祉の課題を解決するために、会員の自己研鑽の継続性を確保し、研修を通じて会員相互の連携を図ることによって、会員及び本会の力量を向上していくことを目的とする」に基づいて、基礎研修は一部会場集合形態を含めたWeb（ZOOM）による実施を計画しています。しかし、この基礎研修のありかたについては「生涯研修制度の意義や仕組みが会員に周知されていない」とか「基礎課程修了後の研修の進め方がイメージしづらい」といった指摘が寄せられています。皆さんのなかにも、そんな思いを抱いておられる方がいらっしゃるのではないかでしょうか（←そういう私がそうでした）。

今後は、これらの事柄をもっとわかり易くする手立てを講じて、特に「基礎研修Ⅲ」を終えたままになっている会員さん方に向けて新たに情報を提供しよう…という取り組みが日本社会福祉士会ですすめられています。

【委員長 川西 顕】



◆リカバリー・パレード「回復の祭典」in ヒロシマ 障がい児者支援委員会

このパレードは、依存症、心の病に対する偏見を取り除き、回復しやすい社会を作るため、当事者団体の断酒会やダルクの会、マック、デイケア、作業所と、支援団体である精神科病院、更生保護関係、医療関係、福祉関係の団体が協働して企画し、回復は可能であることを社会にアピールし、また回復したことを喜びあう場としてパレードを実施してきました。社会福祉士会では実行委員として会議およびパレードに参加しています。



2020年はコロナ感染拡大のため、パレードは中止となりました。2021年もコロナ禍で沿道を歩くパレードの開催は中止し、それに代わるものとして「心の病・依存症・生きづらさ」から回復の道を歩んでいる当事者と、家族、友人、支援者、賛同者で回復を喜び合い、一般の方々へ回復をアピールすることを目的にオンラインイベントを3月6日に開催しました。どのくらいの参加があるか不安でしたが、北海道から沖縄まで他県からの参加もあり、実行委員を含め約100名の参加がありました。当事者の意見交換もあり、私たち支援する者にとって有意義なイベントでした。

さて、2022年度はどういう開催になるかわかりませんが、会員の皆様のご協力、ご支援をよろしくお願いします。

【委員長 廣森 明子】

◆若年性認知症サポートルーム運営委員会より

第12回全国若年認知症フォーラム in 広島を4/24（日）に開催しました。当初は令和2年度に開催予定でしたが、コロナ禍で中止となっていました。

そして今回、開催を楽しみにされている当事者・家族の為に、集合に近い形でのオンラインで開催しようと、関係機関を中心に実行委員会を設立。準備を進めて参りました。当初2/20（日）開催を目指しておりましたが、オミクロン株の流行で仕方なく延期。そしてやっと開催することができました。

当日、登壇者の皆さまの熱い思い、若年性認知症の方のお話をオンライン配信。合間に広島観光PR動画をいれました。映像もとても綺麗でした。



視聴者から、広島県内の支援者の熱い思いを知ることが出来た。当事者や介護者の方の本当の気持ちを聞くことが出来てとても参考になった等の感想を頂き、フォーラムは盛会でした。

私は、昨年4月よりサポートルーム担当となりましたが、関係機関と準備を進める中で、今のサポートルームの現在地を知ることが出来、今後業務を遂行する中で貴重な体験が出来感謝しております。また、リレートークで東広島市の取り組み発表の中で、サポートルームと連携して支援を進めた事例を取り上げて下さいました。このケースは前任者より引き継ぎました。前任者もフォーラム開催へ向け頑張っていたと聞いていましたので、このような形ではありますが前任者の取り組みも発表して下さり、とても嬉しく思いました（個人的見解ですみません）これからも、当事者・家族と一緒に考えながら支援を進めていければと思います。

【委員長 岡野 宏哉】

◆地域生活定着支援センターより

高齢の方や障害のある方が、矯正施設からの退所後に、福祉サービスの利用を援助することなどにより、地域の中で安定した生活を送ることができるよう支援しています。

センターの主な業務は①コーディネート（保護観察所からの依頼に基づいて、帰住先の調整支援や福祉サービスの申請支援等）、②フォローアップ（帰住後の手続き支援や、受入れ先事業所訪問等）、③相談支援（本人や関係者からの相談に応じ、助言などの必要な支援）の3つの柱ですが、国の要綱改正により、「被疑者等支援業務」が加わりました。これは、刑事司法手続きの入り口段階にある、被疑者・被告人等で、高齢又は障害のある方が、釈放後ただちに福祉サービス等につながるよう支援する業務です。

広島の定着センターとしては、この業務の進め方について、広島保護観察所や広島地方検察庁等、関係機関と調整しているところですが、支援にあたっては、各市町村の福祉事務所、相談支援事業所、地域包括支援センター、医療機関など、さまざまな機関とのより一層の連携・協働が必要です。会員のみなさんの機関とも連携の機会があると思います。どうぞよろしくお願いします。【事務局 仁井 恭子】

☆県内各支部の活動に参加しよう！

各支部は次の通り。各支部長を中心として、定例会・研修などを企画しています。
コロナ禍だからこそ、人とのつながりを求めていきましょう！



☆西支部

(広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、
熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町)

西支部長 原本 明美



☆中・南支部 (呉市、東広島市、江田島市)

中南支部長 廣森 明子



☆北支部 (三次市・庄原市)

北支部長 藤原 俊雄



☆東支部

(三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町)

東支部長 牧 洋至



新コラム掲載 福山市立大学 高橋 実 教授について

今年度より2年間、コラム掲載をしていただく福山市立大学 高橋 実 教授についてご紹介します。

社会福祉士であり臨床心理士でもあり、発達障害児や被虐待児を含む発達に困難をかかえた子どもの、生涯にわたる障害児者の福祉と教育が連携した、教育と福祉支援に関する研究をされています。

また、社会福祉の分野では、保育士養成、保育現場、社会的養護の現場及び福山市の社会福祉審議会児童福祉分科会の仕事を長年されている方となります。

1958年 岡山県井原市生まれ
1983年3月 信州大学人文学部卒業(心理学専攻)
1983年4月 筑波大学大学院教育研究科修了(障害児教育専攻)
4月 東京都杉並区立杉並生活実習所心理技術職(1993年3月まで)
1993年4月 京都大学教育学研究生(1995年3月まで)
1995年4月 社会福祉法人コスマス(法人合併により東部福祉会が名称変更)
東部障害者作業所主任指導員(1997年3月まで)
1997年4月 福山市立女子短期大学保育科講師
2001年4月 同助教授
2002年4月 福山市社会福祉審議会児童福祉部会委員長(2022年4月まで)
2007年4月 福山市立女子短期大学教授
2011年4月 福山市立大学教育学部教授(障害児教育福祉論、児童家庭福祉論)
2011年4月 福山市社会福祉審議会委員長(2014年3月まで)
2018年9月 東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻
子ども支援コース博士後期課程満期退学
2019年4月 福山市社会福祉審議会委員長(2022年4月まで)

著書

「子ども家庭福祉の扉」学文社、2009年(共著)

「発達に困難をかかえた人の生涯発達と地域生活支援

～児童の福祉と教育の連携のために」お茶の水書房、2010年(単著)

「基礎から学ぶ特別支援教育の授業づくりと生活の支援」ミネルヴァ書房、2017年(共編著)

「子ども支援の基礎から学ぶ社会的養護Ⅰ」大学図書出版、2019年(共著)

「実践研究や事例から学ぶ 社会的養護Ⅱ」大学図書出版、2018年(共著)

「よくわかる障害児教育第4版」ミネルヴァ書房、2020年(共編著)他



連載

「地域共生社会の実現に向けて1」

第1回 近年の子ども家庭福祉施策とソーシャルワーカーの役割

福山市立大学教育学部教授 高橋 実

社会福祉士・臨床心理士



(1)措置による保護施策から自立支援施策への転換

1997(平成9)年には、児童福祉法が大幅に改正されました。保育所が措置から契約制度に移行するとともに、母子寮が母子生活支援施設に、養護施設及び虚弱児施設が児童養護施設に、教護院が児童自立支援施設に名称を変え、児童家庭支援センターが地域の児童に対するソーシャルワークを含む相談援助を行う新しい児童福祉施設として創設されました。こうして地域の子ども家庭福祉施策は、保護施策から自立支援施策へと大きく転換しました。

(2)児童虐待防止施策とソーシャルワーカーの役割

2000(平成12)年には、「児童虐待の防止に関する法律」が制定。身体的・性的・心理的虐待・ネグレクトが児童虐待として定義され、国・地方公共団体の責務として児童虐待の予防及び早期発見、児童の保護及び自立支援がうたわれ、研修、通告義務等の広報・啓発、重大事例の検証、再発防止の調査研究などが定められました。

その後2004(平成16)年には、地方公共団体に要保護児童対策地域協議会を置くこととされるとともに、厚生労働省の通知により、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設（現児童心理治療施設）及び児童自立支援施設に児童の早期家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当する家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー<FSW>）が配置されることとなりました。

こうした、児童虐待・いじめ・不登校等の増加は、子どもの貧困と密接に結びついていることを鑑み2008(平成20)年に文部科学省がスクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業を立ち上げました。しかし、翌年度補助事業として予算が大幅に削減されたため、中止せざるを得ない自治体も出て、継続して実施する自治体と継続しない自治体とに分かれてしまったという経緯があります。また、教育現場においてその専門性が理解してもらいにくいという問題もあり、専門性が発揮しづらい時期もありました。しかし、児童虐待、子どもの貧困がますます深刻となるに従い、スーパーバイズ体制も整えられ、SSWの役割は、再び見直されつつあります。

(3)子どもの貧困対策と市町村におけるSSWの役割

2013(平成25)年になると「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「生活困窮者自立支援法」が制定。生活困窮家庭の親の自立支援と子どもの学習支援を総合的に行う自治体が増えてきました。子どもを育てる生活困窮家庭へのソーシャルワーク的支援が市町村において、母子保健、保育、子育て支援部門と連携して行われるようになってきました。

そして、2016(平成28)年の児童福祉法、母子保健法の改正により、市町村に母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の設置及び子ども家庭総合支援拠点の設置、要保護児童対策地域協議会への専門職配置の努力義務が課せられ、社会福祉士などの専門職の配置が進められつつあります。そのため、児童虐待や子ども貧困の世代間連鎖を断つための地域の包括的子ども家庭支援のシステムを構築する上で、社会福祉士等の役割が非常に大きくなっています。

編集後記

◆バタバタですが、身近な季節の移り変わりに目を向けて心を落ち着かせる今日この頃（藤浴） ◆ソファー買い換えたい！でもきっと選んでる時が一番楽しい！（酒井） ◆ミスチルのライブ配信を見ました。歌詞が心に染みます。ほんと、どの曲も素晴らしいです。（幸本） ◆レモンの個人消費が増えているそうで、私もその一人。安心と品質の広島産♡（坂本） ◆「ヨリソイラジオ」ファンになりました。社会福祉士のイメージが新鮮！MCの大窪さんも爽やか！（杉本） ◆誰もいない空間に向かって愛犬が吠えまくっている。何だ何だ…怖（巴）

次回会員便りは8月発行予定です